

役員等報酬規程

昭和 49 年 4 月 1 日
施行

改正	昭和 50 年 4 月 1 日	昭和 52 年 3 月 31 日
	昭和 54 年 5 月 30 日	昭和 54 年 9 月 28 日
	昭和 54 年 12 月 21 日	昭和 55 年 12 月 24 日
	昭和 57 年 1 月 13 日	昭和 59 年 2 月 29 日
	昭和 60 年 2 月 6 日	平成元年 1 月 19 日
	平成元年 2 月 28 日	平成元年 12 月 7 日
	平成 2 年 2 月 28 日	平成 2 年 11 月 27 日
	平成 3 年 12 月 6 日	平成 5 年 1 月 18 日
	平成 5 年 12 月 3 日	平成 6 年 12 月 9 日
	平成 8 年 2 月 7 日	平成 11 年 10 月 27 日
	平成 12 年 12 月 27 日	平成 14 年 6 月 26 日
	平成 14 年 12 月 18 日	平成 15 年 11 月 26 日
	平成 19 年 11 月 28 日	平成 21 年 6 月 24 日
	令和 2 年 4 月 1 日	

題名改正 平成 24 年 2 月 22 日

(目的)

第1条 この規程は学校法人沖縄国際大学(以下「本学」という。)の理事長、副学長及び常務理事(以下「常勤の役員」という。)、学外の理事及び監事(以下「非常勤の役員」という。)並びに評議員の報酬及び手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 常勤の役員の報酬は本給、特別手当、入学試験手当及び退職手当とし、非常勤の役員並びに評議員については手当とする。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬(特別手当、入学試験手当及び退職手当を除く。)の支給定日は、毎月 20 日(その日が休日にあたるときはその前日)とする。

(俸給)

第4条 常勤の役員の俸給月額(別表1)指定職俸給表のとおりとする。

2 理事長の俸給月額は指定職俸給表8号俸とする。ただし、学長と兼任の場合には、理事長

としての給与は支給しない。

3 常務理事及び副学長の俸給月額是指定職俸給表5号俸とする。ただし、本学専任教育職員が常務理事又は副学長を兼任した場合の給与は教育職員俸給月額との差額とする。また、本学専任事務職員が常務理事を兼任した場合の給与は事務職員俸給月額との差額とする。
(特別手当)

第5条 特別手当は6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ基準日から起算して15日をこえない範囲内において、理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 特別手当の額はそれぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1) 6月に支給する場合においてはその基準日現在において当該役員が受けるべき指定職俸給月額に100分の195を乗じて得た額

(2) 12月に支給する場合においてはその基準日現在において当該役員が受けるべき指定職俸給月額に100分の235を乗じて得た額

(3) 前(1)、(2)の特別手当を支給する場合においてはその基準日現在において当該役員が受けるべき指定職俸給月額の100分の20を各々の支給額に乗じて得た額を加算する。

(入学試験手当)

第5条の2 第2条の入学試験手当については、就業規則第47条別表1を準用する。

(退職手当)

第5条の3 常勤の役員を務めた者の退職手当については、その者が本学を退職する時に支給するものとし、本規程に定めるもののほか、国家公務員退職手当法を準用する

2 本規程と国家公務員退職手当法と抵触する部分については、本規程が優先する。

3 支給額算出にあたっては、第4条に定める指定職俸給月額に、それぞれの在任期間に応じた国家公務員退職手当支給率を乗じた額とする。

(非常勤の役員の手当)

第6条 非常勤の役員の手当は次のとおりとする。

(1) 理事手当 月額 30,000 円

日当 10,000 円(理事会出席の場合支給)

(2) 監事手当 月額 30,000 円

日当 10,000 円(勤務日数に応じて支給)

(評議員の手当)

第7条 評議員については評議員としての勤務日数に応じ、日当 20,000 円を支給する。

(月の中で就任又は退任した場合の報酬)

第8条 月の初日以外において新たに就任した役員に、就任当月分の報酬を支給する場合は、本給月額の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を本給月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した役員に対する退職当月分の報酬を支給する場合は、本給月額の日額にその者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を本給月額から控除する、ただし、死亡した者に対する報酬は死亡当月分の本給月額の全額を支給する。

(本給の日額)

第9条 前条に規定する本給の日額は、本給月額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程を改廃しようとするときは評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経るものとする。

(細則の制定)

第11条 理事長はこの規程の運用について必要と認める場合は、細則を制定することができる。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

1 この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

2から26 省略

27 改正、この規程は、平成24年2月22日から施行する。ただし、第5条の3は、施行日現在において在職する常勤の役員経験者についても適用する。

28 改正、この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別表1)

指定職俸給表

平成 20 年4月1日

号俸	俸給月額
	円
1	573,000
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000
12	1,328,000

○役員への旅費支給については、「旅費規程」を準用していることから、以下に該当箇所を抜き出して記します。

旅費規程（該当箇所抜粋）

昭和 50 年 10 月 24 日制定

（目的）

第 1 条 この規程は、沖縄国際大学就業規則（以下「就業規則」という。）第 26 条の規定により、出張、赴任を命ぜられた職員に対し支給する旅費について必要な事項を定める。

2 本規程において、職員とは次の者をいう。

- (1) 理事長・学長、副学長、常務理事
- (2) 教育職員
- (3) 事務職員
- (4) 技術職員
- (5) 労務職員

（規程の効力）

第 2 条 職員の旅費については、この規程に定めるものを除いては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号以下「法第 114 号」という）の規定を準用する。

（規程の優先）

第 3 条 この規程と法第 114 号の定めるところと抵触する部分については、この規程が優先する。

（旅費の支給）

第 7 条 第 5 条による出張をするときは、その支給区分適用ならびに支給額は、別表 1 により支給する。ただし乗車船等区間により別表 1 に表示する種類の設備のない車、船等を利用した場合は実際に利用した旅客運賃等により計算して支給する。

2 支給区分における資格は旅行開始日現在のものを適用する。

3 出張の目的により通信または、携帯品の運送費を要する場合は、その実費を支給することがある。

（旅費の支給基準）

第 8 条 旅費の支給基準は次のとおりとする。

- (1) 鉄道賃は鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- (2) 船賃は水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- (3) 航空賃は航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (4) 車賃は陸路（鉄道を除く、以下同じ）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。
- (5) 日当は旅行中の日数に応じ 1 日当りの定額により支給する。
- (6) 宿泊料は旅行中の夜数に応じ 1 夜当りの定額により支給する。
- (7) 食卓料は水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ 1 夜当りの定額により支給する。
- (8) 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程等に応じ別表 2 により支給する。
- (9) 着後手当は赴任に伴う、住所又は居所の移転について定額により支給する。
- (10) 扶養親族移転料は赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

（移転料）

第 27 条 移転料の額は次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ、別表 2 の定額による額
- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には前号に規定する額に相当する額

（着後手当）

第 28 条 着後手当の額は、別表 1 の日当定額の 5 日分、及び宿泊料定額の 5 夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第 29 条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額
 - (イ) 12 才以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額
 - (ロ) 12 才未満 6 才以上の者についてはイに規定する額の 2 分の 1 に相当する額
 - (ハ) 6 才未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。但し、6 才未満の者を 3 人以上随伴するときは 2 人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。
- (2) 第 1 号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

別表1 出張旅費

(単位 円)

区分	適 用	運賃等級		日当	宿泊料	食卓料
		航空	船舶			
1	理事長・学長	実費	特1等実費	3,000	14,800	3,000
2	理事、監事、副学長、常務理事		1等実費	2,600	13,100	2,600

別表2 移転料

(単位 円)

区分	適 用	鉄道 100km 以上 300km 未満	鉄道 300km 以上 500km 未満	鉄道 500km 以上 1000km 未満	鉄道 1000km 以上 1500km 未満	鉄道 1500km 以上 2000km 未満	鉄道 2000km 以上
1	理事長・学長	17,800	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
2	理事、監事、副学長、常務理事	同上	同上	同上	同上	同上	同上

備考 (1) 鉄道片道100km未満の場合は赴任旅費は支給しない。

(2) 路程の計算委については、水路又は陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとする。